

# 小矢部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 8 月 7 日策定  
令和 4 年 6 月 2 日改正  
小矢部市農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進に積極的に取り組む必要がある。

については、法第 7 条第 1 項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、「富山県農業・農村振興計画」（令和 4 年 3 月 31 日）において、計画の目標年次を令和 13 年度としていることから、令和 13 年度を目標とする。

## 第 2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和 3 年度末)	3,590 ha	3.2 ha	0.09 %
6 年後の目標 (令和 8 年度末)	3,590 ha	1.6 ha	0.04 %
目 標 (令和 13 年度末)	3,590 ha	0.0 ha	0 %

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）及び同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

##### ②中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を農地中間管理機構へ通知し、農地の利用集積・集約化に努める。

##### ③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によっ

て、B分類（再生利用困難）に区分された農地については、状況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和3年度末)	3,590 ha	2,857.6ha	79.6 %
6年後の目標 (令和8年度末)	3,590 ha	2,865 ha	79.8 %
目 標 (令和13年度末)	3,590 ha	2,872 ha	80.0 %

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の見直しについて

「地域における農業者等による協議の場」に農業委員として積極的に参加し、「人・農地プラン」の作成・見直しに協力する。

#### ② 中間管理機構との連携について

関係機関（市関係課、農協、中間管理機構等）と連携し、農地の貸し手と借り手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数
現 状 (令和3年度末)	0 経営体
6年後の目標 (令和8年度末)	年間 1 経営体
目 標 (令和13年度末)	年間 1 経営体

※現状の数値は、過去3年間の実績値である。

### (2) 新規参入の促進の推進方法

#### ① 関係機関との連携について

関係機関（市関係課、農協等）と連携し情報の収集を行い、新規参入者の確保に努める。

#### ② 農業委員会のフォローアップについて

農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農者のフォローアップ体制の整備に努める。